

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・NTT西日本」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 5 項及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）第 5 条において、長期増分費用方式に基づき算定することとされている。
- (2) 本件は、接続料規則の一部を改正し、長期増分費用方式による平成 30 年度の接続料算定に用いる入力値を更新するものである。

II 改正の概要

○ 長期増分費用方式による平成 30 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

本件は、NTT東日本・NTT西日本が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、長期増分費用方式に基づく平成 30 年度の接続料（加入者交換機能、中継交換機能等）を算定するため、接続料規則別表に定める入力値を最新の入力値に更新するものである。

なお、本件は「諮問を要しない軽微な事項について」（平成 20 年 9 月 30 日情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号）第 4 項の規定により、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問を要しない軽微な事項に当たるため、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問は行わないこととする。